

られたのは、元就の訓戒が守られ、活かされたからである。

本稿では、書状の具体的表現から、元就、隆元二代の意識を探ってみた。すでに先学によって指摘されてきたことを跡づけるに留まってしまう感は免れ得ないが、次稿では、隆元卒去後の毛利家の有り様や、輝元時代の毛利一族の動向を、元就の訓戒がどのように継承されたかという視点で辿ってみたい。

〈注〉

- 1 秋山伸隆「毛利隆元の家督相続をめぐる」(『毛利隆元―名将の子の生涯と死をめぐる―』、安芸高田市歴史民俗博物館、平成25)。
氏は、四月六日志道広良言上状(『毛利家文書』五九二号)で、広良が、「某八十罷成候」としていることから、年末詳の本状を天文十五年のものとして推断され、元就からの意向「自今以後之事、大小事共二、何事も不可有御存知候、諸篇若殿より可仰操之由」を聞かされたこと記している四月十二日志道広良言上状(同五九〇号)も、その内容から、同年のものと考えておられる。その他、五月二十七日毛利元就自筆書状(広良宛、同五八七号)、五月二十八日毛利元就自筆書状(広良宛、同五八八号)、五月二十八日志道広良言上状(国司就信経由で隆元宛、同五九三号)等から、「元就と志道広良に隆元を加えた三者で、天文十五年四月から五月にかけて、元就から隆元への家督譲与についての協議が行われ、それから約一年の間に家督相続が行われたことは確かであろう」とされている。
- 2 東京大学史料編纂所編『大日本古文書』家わけ第八「毛利家文書之二」所収。引用に際し、漢字は、一部を除き新字体に統一し、仮名は、現代仮名遣いに私に改めた。書状の番号は、本書による。以下同じ。
- 3 毛利家にとつての張良兵書の重要性については、岸田裕之『毛利元就』(ミネルヴァ書房、平成26)に詳しい。
- 4 山室恭子「蒼海の策士・毛利元就」『群雄創世記』(朝日新聞社、平成7)
- 5 秋山伸隆氏のご教示による。弘治三年十一月十四日に、元就は隆元に対して十八日には吉田を出陣するよう指示し(『毛利家文書』四二五号)、隆元は元就の指示どおり十一月十八日に周防に向かっている(『井原家文書』一八号)。氏は、『毛利家文書』二二六号、弘治三年十二月二日付の毛利元就外十一名契状に、隆景の花押はあるが、元春の花押がなく、元春舅熊谷信直と石見の国衆出羽元祐の花押もないことから、十二月二日には、元春らは富田にはいなかった、しかし、契状に名前が記されているということは、その直前には富田にいたのではないかと推定されている。
- 6 河合正治「毛利一門団結のシンボル妙玖」(戦国大名論集6『中国大名の研究』、吉川弘文館、昭和59、初出『歴史と人物』第134号、中央公論社)
- 7 拙稿「中の丸(毛利元就継室)考」(『広島女子大学国際文化学部紀要』第11号、平成14)

何とぞ御同心候而可然存候く、猶此者可申候、かしく、

これは、子供たちに理解を求めするために妙玖の名を出している単純な例といえる。

しかし、元就の妙玖に対する認識は、単に子供たちを納得させるための象徴的存在だけだったのであろうか。

ここで注目したいのが、先に引用しておいた「三子教訓状」の追伸とも言うべき隆元宛書状四〇六号(61ページ上段波線部)と、その翌年の隆元宛書状五四三号(57ページ上段波線部)の表現である。

まず、五四三号は、一旦返却された「三子教訓状」(四〇五号)を、再び隆元に渡して、その厳重な保管を指示するものであるが、「毎々妙玖之儀存計候、元就にも妙玖にも我等一人罷成」、「妙玖事のミ忍候までにて候」等、長男隆元に対して、亡き妻への追慕の思いを吐露している文面となっている。それに続けて、「内をは母親を以而おさめ、外をは父親を以而治候と申金言、すこしもたかハす候までにて候」と言っている。妙玖がいないので、「内外之儀」、「内」も「外」も、自分一人で、兄弟三人だけとは言わず、五竜にまで諫めたいと思うが、くたびれ果てて妙玖のことだけが思い出されると、父親の実感として、母親の不在を嘆いている。つまり、妙玖がいれば、「内」のことは、妙玖が言っ

て聞かせるものなのだということであり、四〇六号の「めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに」に対応している表現なのである。

四〇六号は、先述したとおり、「三子教訓状」の追伸ともいうべき内容である。毛利の家あつての小早川、吉川なのだから、三家が滅亡しないためには、三家無二であることが、張良兵書よりもっと意味のある「儀」なのであるといい、同じ書状に、二度も「めつほう」という

語を使っている。三人の息子の結束を説くために、亡き生母を利用するということは、常套手段ともいえ、それ以上の意味はないように思える。しかし、「めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに、何までもく、一身の氣遣と存計候」という一文には、兄弟姉妹が仲良くすることが願いであるという母親の単純な説諭以上の含みがあるように感じられる。元就の考える「内」は、毛利家内の家事、養育一切だけではなく、それを超越した毛利家を中心とした小早川家、吉川家、宍戸家という血族間、場合によっては家臣団をも含み込んだ「洞」を見すえ、家を「かかはり」「操」という広い範囲を包摂する意識で捉えたものであったのではないだろうか。

元就継室の中の丸が、輝元の養育に尽力するだけでなく、元就の家臣にも気配りし、隆景や輝元などと家臣団との橋渡しの役割を果たしていたことも^(注7)、中の丸の調整能力の高さ故だけではなく、元就の方にも、それを許容し、期待する態度があったからではないかと思われる。

このことについては、他に明徴も傍証も見いだせないため、断定はできないが、元就の「内をは母親を以而おさめ」の「内」意識から、元就が妙玖に求めていた母親の役割の内実について考えてみた。

おわりに

戦略は、相手方により臨機応変であるべきものであるが、家訓は、家を保つための心遣いであり、不変のもの、本質的な骨の部分ということができよう。元就は、毛利の家の名が、末代まで残ることを願った。そのために、対外的には知略を尽くし、内向きには、一族の団結を説いた。毛利家が、滅封されたとはいえ天下分け目の大戦を切り抜け

聞せ候き、兄弟三人之上ニてハ、張良カ一卷之書も更入間敷候、た、隆景元春并五竜半たに能候者、是則張良一卷之書ニてあるへきと申聞せ候ツ」とあるのは、四〇六号の隆元宛書状に「張良カ一卷之書にもまし候へく候」(62ページ下段)と見えることから、「三子教訓状」(四〇五号)に絡んだ、このあたりのやりとりを指して言っているものと推量される。隆元には、書状だけではなく、面談の折にも直接言ったこともあるのではないだろうか。

このように紆余曲折を経ながら、「三子教訓状」の主意は、何度も繰り返し一族の間で確認され、「三子教訓状」自体も大切に保管されたということであろう。

ここまで、「三子教訓状」を一例として確認してきたが、このような元就の書状に対する取り扱いは、他の書状の場合でも演繹できよう。

隆景、元春のこの間の態度や反応を示す明らかな書状は確認できていない。しかし、永禄六年(二五六三)の隆元の急逝を承け、元就始め一族が、遺児輝元を守り立て、毛利の名利を存続させるべく、より一層、団結したことは、元就、隆景、元春、輝元生母尾崎局、元就継室中の丸等の書状や起請文から確認できるが、今はそれに触れている余裕はない。隆元を経て、輝元世代に元就の思いがどのように継承されていったのかは、稿を改めて考えたい。

四 妙玖の役割

元就が「三子教訓状」第七条で、「妙玖のミなくの御とふらいも、御届も、是ニしくましく候」と掲げ、折々に、「妙玖草のかけの事も我等同前たるへく候」、「妙玖我等へ之儀たるへく候までニて候」(五四四号)、「めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに」(四〇六号、後

述)、「妙玖被居候ハんにハ」(四二二号)といった表現を使っていることから、天文十四年(一五四五)に没した元就正室(法名妙玖)は、毛利一門団結の象徴的存在と位置づけられてきた^(注6)。子供たちも亡き生母を引き合いに出されては、逆らいようもなからう。

次の二通の隆元宛書状は、いずれも「豆州」、妙玖の兄弟である吉川経世からの愁訴に関わる事柄であるため、妙玖の為であるからと配慮を求めている(波線部)。

四二二 毛利元就自筆書状

此御状、尤可然候く、我等者、於此儀者常存居候へ共、さのミく物存あたりたても、御方并奉行衆などの心も不存候間、不及是非罷居候、妙玖被居候ハんにハ、涯分可被申事共にて候物をと思ひ居たる計候く、我等へハ、至今日、愁訴むきの事者、うわさにても候へ、被申たる事ハ候ハす候、内々之儀者、別而成懇意事ハ候ハねとも、無疎意申候ま、うれしかりにて候く、何とやらん、一両年者、御方ハしかく共こと葉をもかけ不被申様見及申候て、不可然存候処、唯今御状之通、近比可然こそ候へ、万事妙玖へ之御届かんえうにて候く、豆州之儀之御ことハりの次ニ承趣こそ、誠可然、本路ニてハ候へくく、(下略)

四二三 毛利元就自筆書状

(端裏檢封ウハ書)

「墨引」

右馬

(墨引) 隆元まいる御返事 元就

豆州愁訴之事、少事之儀と申、是ハ又妙玖へ之御志たるへく候間、

ここに再び記されているのは、毛利家を第一とした「三家無二」という「三子教訓状」の主意である。隆元の憤慨に対し、自分にさえ次第に疎遠になってきており、腹も立つ、ましてやそちらへの態度がどんなものか充分想像できる、「尤至極候」と、賛意を示しながらも、他家を嗣いだ二人の立場への理解を求めてもいるが、やはり最後は、再び「何も此等之趣、兩人に申聞せ候へく候く、心得申候、尤候、我等もさ様ニ存候くく」と、隆景、元春兩人に、よく言つて聞かせるからとおさめている。おそらく同様のことは、幾度となくあったのではないだろうか。

次の元就の書状は、元春との仲違いについて、隆景を論じたものである。

五四五 毛利元就自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

右馬

隆景 まいる 御返事

元就」

此御状披見候、乍次趣示給候、承知候、惣別御方元春など少も各々之様に御座候而者、誠不可然共、何とも可申様なき儀まで候、中くの事にて候間、不能申候、

一御方さまハ、元春何と心持ちかひ候共、其段に御からかひあるましく候、又一段懇二候共、それに付而うれしきとも被思召ましく候、た、元春ハ心持能候共、あしく候共、それに付而之御あてかいハ入間敷候、た、く兄弟之御あてかい辻之御心持たるべく候く、

一元春事も又此分たるべく候、隆景懇御入候程、うれしきとの事も不入候、又ねん比に御入候ハぬほとに、無曲との事も入ましく候、兩人共二、互よし共あし共、其段をははからひにして、御ちなミ候ハてハ、不可曲候く、中く申も疎之事候、

(中略)

一此三四ヶ年あとの事にて候つる歟、対隆元、我等此段を申聞せ候き、兄弟三人之上ニてハ、張良カ一巻之書も更入間敷候、た、隆景元春并五竜半たに能候者、是則張良一巻之書ニてあるへきと申聞せ候ツ、隆元分別仕候、元春隆景之御上にも、是までにてあるべく候と存候く、

一兄弟間少も隔心かましく候ハ、当座ハ内衆など結句可然様ニ可申候、さ様ニ取成すべく候へとも、次第く追而御方御洞之衆も、隆元家来衆事者不能申、吉川内衆も、もちへうすく成行可申候く、兄弟三人、完、皆々深重二候者、於何事も異儀を申ましく候く、

(中略)

一これもつゝの申事にて候、孫などの代までハ一円およひなく候、隆元隆景元春五もし一代ハはたと悪事なき様にと、神仏へも申まで二候、殊く御方之御事者、自是後二御座候事もあるべく候へとも、今までハ子とも御持候事も候ハねは、猶以御分別あるべくと存候、誠次ながら事多申状、おかしく候、やかてく返し可給候、かしく、

兄弟間の感情の起伏の機微について、そして、兄弟の仲違いが与える悪しき影響について様々に説いている中に、「対隆元、我等此段を申

案文とあるが次の元就の書状から、これに近いものが届けられたと思われ。ここで、隆元は、隆景、元春が、我が意を汲んでくれないと、元就に切々と訴えている。これに対し、元就は、次のように返信している。

五三九 毛利元就自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「隆元 まいる 御返事 元就」

今朝之御状、具披見候、対元春隆景御存分、具承知候、誠なれ
くしくこまくとこそあるへき儀候処、前々よりも次第にひ
たたくともなく成行趣候之条、覚外二おほしめされ候事、尤至
極候く、

一我等にも隆景も次第二ひたく共なく成候程に、はらのたち候
時のミにて候く、我等へさへにて候ほとに、それへの事推量
候く、尤之儀候く、元春事ハ、前々より我等へも一円ひた
くこまくの事ハなき者候間、それは中く申におよひ候ハ
す候、

一縦小早川吉川に成候とも、内心者ひとへ二是の親類たるへき心
もちにて、善悪共心を付候はん事にてこそ候処、一分くの身
三味ハかりにて、無曲思召候由、誠無余儀候、連々折々も我等
此申事にてこそ候へ、いかにくよそに身もち候て、他之家
をよき様ニ仕候而も、毛利無力候てハ、一向いらざる事候、買
臣か他国他所にていみしくさかへたるハ富たるハ、やミの夜に
にしきを着てことしと申候分たるへく候、それハ古郷に候ハね
は無曲との事にて候、ひとへ二その心にて候、小早河にて候、

吉川にて候との家をよく持にせ候て、福貴栄花候而も、毛利と
申者おろかに候者、一かう他家の栄花ハ不入物と可存事までに
て候、此心もち第一候と申事にて候、あまりの事、甲立の五も
しなとまでも是をこそ申候。つれく、此段ニ御方御存分尤至
極候く、

一さりとも、兩人共此分別はあるへく候、内々之事ハ、誰としも
身にかゝる事のミをこそ先本ニからかひ候物にて候ま、此心
もちまてにて候はん、是一、又ハ人毎油断かちなる物にて候ほ
とに、其分たるへき事、是一たるへく候、心のおろかハ露塵あ
るましく候、申もおろかにて候く、

一又かたきる心ハ、何の間何之上にもある物にて候、其故者、御
方半にてさへ、是ハ尾崎ニこそ可智事にて候へ、我等ハしらす
る事にて候と申、又御方も、是ハかさには可智事にて候をと思召
候事あるへく候へハ、まして、かりにも他家の名をけかし候者、
其心ハあるへく候、是ハ互に分別あるへく候、

一何事も、于今く元就世上之儀于今か、ハリ操たての事候間、
我等ニ物をほんニ申所にて、おのつから御方へ凡之体にも候ハ
んと存候く、

一何かも不入候、御方如承候、ひたと大小事談合も指南も評説も、
内儀者兩人とこそ相談候て、他国他国の事ハ不能申、家中之儀
も又、小殿原小者小中間之上までをも可被調儀候処、ひたく
共なく、よそく敷、身三味、身かちのミの儀計ハ、近比不可然
候く、

一何も此等之趣、兩人に申聞せ候へく候く、心得申候、尤候、我
等もさ様ニ存候くく、かしく、

被申談候てくれられ候へと、我々申候事、

以上

隆景、元春にこちらに来て、相談に乗ってくれるよう求めるものである。次の左太（桂元忠、元就奉行入）宛書状でも、同様に兄弟と万事相談したいと言っている。

七〇一 毛利隆元自筆書状

返々、隆景元春呼候て、何事もしかと申談度候、被成御意候て可被下候、

先度そと御物語申上候、隆景をちと暫時之逗留にて被罷越候へと申度候、彼是内外共二千万談合仕度候、上二も御同前たるべく候、然者、与十郎など遣候て可申候、そなたより御書具被仰遣、被罷越候様被仰候て可被下候、来月二日三日之間被越候やうにと存候、我々所より一往申たる計にてハ被越ましく候間、申事候、又元春事ハ、何時も可越由被申候間、隆景之返事次第、可申遣候、世上之趣、うつろの喧嘩以下、只事ならざる仕合迄候、不及是非候、(中略) 其段を弁候て、只今氣遣候て、短息候者ハ、一人も無御座候、可自威体迄候、猶參上候て可申上候、恐惶かしく、(下略)

このように、隆元は、様々な局面で、兄弟との談合を求めて、まさに、元就の訓戒を実践に移している。

しかし、元春、隆景は、ともに、吉川家、小早川家を嗣いでいる身である。我が家の経営も疎かにはできない。そのため、隆元の要請に十分に応えることができなかつたこともあつたのであろう。次のような

やりとりが残されている。

五三八 毛利隆元自筆書案

(端裏書)

「案文」

一我々かたらざる所を仕たて、くれ候はんとの事、一かう二不見及候事、

かけにてのやわきハ■有事

一爰元へ被越候ても、はや歸たかり候事、兄弟間こそ候へ、对上申候てハ、ちとハ、無御意候共、可有逗留事、

一何事もたか元を別ニのけられ候て、兩人計ちこくと候事、

一其次而ハ、他人とハちこくと候事、

一さやうに候時ハ、何と此方よりなつくと仕度候ても、不成候事、

一第一、何事成共、我かさやうにハ仕まじきと被存候ハん事者、

兄か申候など、て、其かとに可堪忍事、一事も不見候事、只心

ま、奥意と見え候事、

一たか元をハみかきられ候趣と見え候事、

一本之事ハ、他人も、智音ちかつきの人は、其かたへ行候てハ、

五十日六十日百日も逗留候てこそ、相談もあり、ちこくと有習事、

一右之分に候時、いかに我々腹たてましきと申候ても、油断仕候

ハ、腹か可立事、

一当家近代、父兄弟如此之事なく候やう候間、因果にても候ハんや、ふかき交了入候事と存候事、

一小早河下を我々可仕事ハ、偏無才覚よりてと人の可存事、

被思召誥候而、我等書状なとよく御取置候而、如此之段、申も疎
 ニこそ候へく、本望此事候く、然間、此状をは重而進之候、そ
 こもとおかせらるへく候、此状ニ如申候、事により候て、毎々
 妙玖之儀存計候、元就にも妙玖にも我等一人罷成、内外之儀ヲ、
 三人へ之事者不能申、五龍之五もしなとか上までも諫をなし度
 事のミ候へとも、我等事、内儀はたとくたひれ候て、きこん候ハ
 ぬま、さ様之儀、妙玖事のミ忍候までにて候、誠かたるへき者
 も候ハヤ、胸中計にくたし候く、内をは母親を以而おさめ、外
 をは父親を以而治候と申金言、すこしもたかハす候までにて候
 く、此書状者既去年より御取置候事候間、又進之候、御ちらし
 候ハぬ様に御取置あり、他見あるましく候く、かしく

隆元の状態を大いに肯定し、二重傍線部にあるように、「去年進之候書
 状」を、大切に保管し、他の者には見せぬようにせよと再び返送して
 いる。

元就は、たびたび、「此状等、他見候ハて、火中く」（四一七号）、
 「又そくひ付ひらき候て見申候をは、火へ入候く」（四七四号）、また、
 「此状ひまのすきニ御披見候て、則返し可給候く」（四二四号）、「此
 御状返進申候、此状をもやかてく返し可給候く」（四四三号）など
 と、己の書状の破棄あるいは返却を求めている。それだけに、返却さ
 れた書状を、添え書さとも再び送り返し、「取置」を求める態度は、
 他の書状の場合とは異なり、「家訓」として隆元家に伝えられるよう指
 示していると解釈できるのである。

その後、隆元は、度々次のような覚書を認めている。

六四七 毛利隆元自筆覚書

(前略)

一 彼者などニまかせ候て、隆元相すき候する事、儀定、更不及覚
 悟事、

一 我々操ニ成候ハ、隆景元春一人つ、ハ在吉田候ハてハの事、

一 何篇、今度之動過候ハ、隆景元春隆元一談合可仕事、

六五一 毛利隆元自筆覚書

(前略)

一 隆景元春、以後ハ細々被越、呼候て、可申談候ハてハと存
 候間、此段、從上も兩人ニ被仰聞、我々も可申合と存候事、(下略)

六五七 毛利隆元自筆覚書

一 是非共ニ、今一際之儀者、御操候て被下候ハてハと存つめ候よ
 り外なく候事、

(中略)

一 以此上ヲも、隆景元春之儀、爰許切々被越、十日十五日ツ、の
 逗留も候て、申談候様ニ、是非共仕度候事、たちかへくのや
 うにも可然候ハんと存候事、(下略)

六六一 毛利隆元自筆覚書

一 今度登より被申分、色々侘言仕、同心之儀、安堵仕候、然間、迎
 元就今暫之儀可被取操由被申候間、旁弥別而御心ニ被入候て可
 給事頼存事、聊も御油断候てハ、不可有曲事、

一 隆景元春事も、六かしく候共、折くの儀、縦用なく候共、被越、

後の扱いと、その主意がどのように受け継がれていったのかを見ておきたい。

「三子教訓状」の翌年のものと思われる隆元と元就の書状がある。

五四二 毛利隆元自筆書状

(端裏切封ウハ書)

〔墨引〕

少太

左太

隆元

返々、一通ハ此まへ被下候御書にて候、此御返事も、其当座辻を申上ハ候つる、乍去、しかく不申上由、只今之御書ニ候、致承知候く、

此御書連日留申、具致拝見候、

一とかく当家只今之成立之趣、誠思慮之外之儀候、然者、此段を相抱候やうに可仕思案覚悟肝要候、とにかく二元春隆景としかと何事も相談可仕由、条々被仰下之通、承知候、御意ニ付而計申様候へ共、此被仰下之通、尤至極ニ存候、一々致分別候、涯分可成其心得申候迄候、

一とかく隆景元春我等三人之半無ニ堅固ニ候ハ、当家之儀長久たるへき迄候、又両人家之儀も、以当家之力、勿論如存分可相保候との御意、一々承分候、誠此御事にて御座候迄候、涯分可致納得候く、毛利、小早、吉、完かけおく者、他家之心持も、勿論家来之者共心持之儀も、いふかしき事ハあるましきとの御事、誠其事迄候、左候間、隆景元春事ハ細々罷越、何たる用なく候共、面談共候やうに候て可然由、御意旨、尤、はたと致分別候、まつ此分にてこそ候ハん事迄候く、

一然間、何とそ何も隆景元春と内談仕候て、此表細々被越候やうに、趣を申合度候く、

一少も隆景元春我々間しふくの心中候ハ、悉以滅亡と可存由、誠金言之御意。承伏仕候、此段涯分無忘却可存置候く、

一此通去年御書具拝見仕、于今如此御書所持仕候、細々致拝見候て、心得をも仕、守にと存、留申候、乍去、書状ハ大事之物にて候との御事、いつも被仰申事候間、只今返上仕迄候、此辻く計をケ条之やうに書留申候ておき申候、ふかく取て置申、拝見仕候すると存候て、此分ニ候く、恐惶かしく、

右からは、隆元が、何度も書状の内容を確認し、元就の存念を肝に銘じている様が看取できる。隆景、元春両名が頻出している。「去年御書」とあり、二重傍線では、元就の指示どおり「守」として留め置いていたが、返上するにあたり、要点を書き留め、自分の手許に置いて拝見したいと言っている。このような態度は、元就の書状を「守」として大切に保管し、後の指針とするという「家訓」意識といえるものである。これに対して元就は、次のように返している。

五四三 毛利元就自筆書状

(端裏切封ウハ書)

〔墨引〕

右馬

(墨引) 隆元 まいる申給へ

元就

不入事のミ事多と存候へ共、口上なと物かたりにハ不成事候間、筆ニまかせ候、すきくの可為御披見候く、

又此等之儀付而去年進之候書状、被取置候而、唯今給候、誠如此

今度彼是之次、对御三人、我等連々之心中之通申候処、御返事承知候、所仰候、乍去、三人えあて申候て申所も候、又隆元一人え申所候、又兩人えあて候て申所候之条、隆元へあて候て申所者、取ぬかれ候て一人、又兩人へあて候て申所ハ、取ぬかれ候て兩人、又三人えあて申候て申所ハ、もとより三人之御返事、同者可然候やと存候、如何思召候やく、かしく、

隆元、隆景、元春三人に宛てたもの、隆元一人へ宛てたもの、隆景、元春兩人に宛てたものの別があるので、それぞれについて返事をして欲しいと言っている。元就としては、四〇七号の請書だけでは、不十分だと感じられたものであろう。しかし、この書状に対する隆景、元春の返事は、それとしては残されておらず、発信されなかった可能性が高い。四〇七号の請書の内容は、隆元の二人の弟に対する配慮によるものであったと考えることもできよう。

しかし、四〇五号の冒頭部、太傍線で示した「三人心持之事、今度弥可然被申談候、誠千秋万歳、大慶此事候く」(63ページ上段以下)からは、四〇五号は、三人が相談の上、合意した事項を元就に寄越し、それを承けて、元就が、平素度々言ってきた思いを、書状として書き置いたと解釈できる。三人がどのようなことを言ってきたのか、そのものは残されていないが、例えば、次のような隆元自筆の状案が参照できよう。

五四六 毛利隆元吉川元春小早川隆景連署状案

雖事新様候、我等三人之儀者、乍勿論、別而内外大小事、寸心毛頭程も無疎意隔心申合義其覚悟候て、互二悴家長久之覚悟可仕候、

自然常々の儀に付而、我人心たらわさる事候ハ、涯分於私二申談、相ほとくやく候、以其上、相滞事候ハ、三人共二上御山登へ可得御意候て間条、従上被仰分、被仰調候て可被下候、以此旨、向後長久之覚悟迄候、此由——

隆元

元春

源七郎殿

隆景

そうであるとすれば、元就の書状に対応した条項が欠けていることが、即ち、「元春・隆景兩人の異議申し立て」(山室氏)であると即断することは躊躇される。

「三子教訓状」は、大内氏残党等の一揆鎮定のため元就・隆元が本陣を置いた周防富田で書かれたと推定されている。十一月二十五日時点では、おそらく、そこに隆景も元春もいたと思われる^(注5)。三人の請書は、元就書状の翌日の日付である。確たる根拠があるわけではないが、先に三人からの申し出があったのであるから、元就の書状に対して、即応することを最優先にした結果、ある程度二人との協議を要する項目を除外し、隆元の一存で返答できる事項に絞ったと考えることもできるのではないだろうか。そして、それ故に、「三子教訓状」は、三人の息子と元就との合意の証として残される必要があったのではないだろうか。

三 その後の「三子教訓状」

元就の「書き置く」という意識について、その背景と「三子教訓状」が書かれた事情について確認してきたが、本項では、この書状のその

の事ハ、はたと此心かけ仕候ハてハ、名利共ニ可失之由、御意之段尤ニ候、一々納得仕候、涯分可致其覚悟候まで候、

(3) 一 妙玖様え、ミなくの御届にも、御とふらいにも、右之条々堅固ニ仕候事ニしき申事ハあるましき由、被仰聞候、誠致分別候、於三人ニ、涯分其覚悟を成し、少もおろかあるましく候く、しかと致分別候く、

(4) 一 五竜之事、是又五もし御入候事ニ候間、三人共ニ同前ニ心持仕、彼御一代之間ハ、取分はたと我等三人同前ニ可申合儀、

可為肝要候、油断仕候ハ、はたと無曲可被思召之由、被仰聞候、一々致納得候く、少もおろか油断仕ましく候く、

(5) 一 御代之内ニ数多之者共うしなハせられ候間、此因果候ハて叶ましく候と思召候、然間、於我等、此段つ、しみ可申由、致分別候、尤候、存当候く、

(6) 一 従前々至于今、いかはかりの御心遣之段、一々被仰聞之通、具承知仕候、誠とかく申もおろかにて候、内々其存事ニ候、然者、於于今ハ御心安も御座有度之由ハ、誠雖尤之御事候、世上内外共ニ、只今之趣ニ付而、隆元心中之通、千万申上候処、被成御分別候間、誠千万之安堵此事ニ存候、目出度さ万々候、御土居にて御日を御拜候事、被成御伝之通、誠前々も被仰聞候、三人之儀も、おかミ申度可然由、被仰下候、まことニ其望候、伝申度候、可得御意候く、

(8) 一 御嚴嶋御信仰之儀ニ付而、被仰下之通、誠其御事ニ候、今度弓矢中より、取分如御意、一入きとくの御事共、万々の事候、不及申候、然間、於我等もはたと信仰之覚悟候、弥可致其心持候、聊油断存ましく候く、

(9) 一 右条々被仰聞候、忝本望ニ候く、涯分堅可成其覚悟申候、猶重疊被仰下、可得御意候、恐惶謹言、

(弘治三年)

十一月廿六日

隆元(花押)

元春(花押)

隆景(花押)

源七郎殿

十四ヶ条に対して、三人の請書は、九ヶ条しかない。請書にない条は、第一条、二条、四条、五条、九条で、その内容は、毛利の家が末代まで続くことが第一であるからには、隆景、元春は、隆元を立てて従うべしということと、四人以外の子どもたちの処遇と五竜を含めた四人が仲違いすることは不孝の限りであるということである。山室恭子氏は、これらの条文に、隆景、元春兩人が承服しなかったため、盛り込まれなかったと考えておられる^(注4)。確かに、請書に返答が欠けている条項は、再三指摘してきたような、毛利の力があつてこそ、小早川、吉川の家が保てるのだといった意識を根底とした毛利家第一の「三家無二」の主意が色濃く反映されているものである。

この請書を受け取った元就の反応をうかがわせるのが、四〇八号である。

四〇八 毛利元就自筆書状

(端裏切封ハ書)

「墨引」

右馬

(墨引) 御三人又まいる

元就「

ハぬ者のミあるへく候、

- (3) 一 三家今のことく無二二候者、此家中ハ御方之御心ニまかせられ、小早河家中ハ隆景存分ニまかせ、吉川家中ハ元春可任所存候く、もしくすこしもわるく候者、先家中くよりあなつり候て、一かう事ハ成ましく候く、然間、た、当家を初候て、三家之秘事ハ、是まで二てあるへく候く、一卷之書是二てあるへく候、露程も兄弟間わるきめくみも候者、めつほうの基と可被思召候く、吉事重疊可申承候く、かしく、尚々、めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに、何までもく、一身の氣遣と存計候く、かしく

「巻物之内」、あるいは「別紙」が、前に掲げた四〇五号を指していると思われる。ここで、元就が隆元に対して再度念を押ししているのは、傍線部「三人之間、露塵ほともあしさま二成行、わるくおほしめし候者、はやくめつほうと可被思召候」、「露程も兄弟間わるきめくみも候者、めつほうの基と可被思召候」(第三条)、そして、第三条冒頭の傍線部、「三家今のことく無二二候者、此家中ハ御方之御心ニまかせられ、小早河家中ハ隆景存分ニまかせ、吉川家中ハ元春可任所存候」ということであろう。先に確認した四〇五号の主意を繰り返していることがわかる。このように「三家無二」であることが(三家が固く結束していれば安泰である)、「張良か一卷之書」にもまさる家を保つための「秘儀」つまり極意であるとしている(注3)。

前置きの文中の「た、く此儀定かため、御方兩人之ためハ不能申、子共迄之守たるへく候」に、家訓として継承することへの意識を垣間見ることができよう。

末尾の波線部「めうきう被居候者、かやうの事ハ被申候するに」については、後述する。

さて、この元就書状に対する翌日付の息子たちの返答を次に掲げる。宛名は、源七郎(平佐就之)であるが、実質は元就に宛てたものである。

四〇七 毛利隆元吉川元春小早川隆景連署請書(隆元自筆)

(彌妻切封ウハ書)

「(墨引)

(平佐就之)

源七郎殿

隆元」

- (1) 一 誠度々被仰聞候、我等三人半、少にてもかけこへたても候ハ、只く滅亡と可存旨、被 仰聞候、誠尤、致分別候、一々承分候、堅致納得候、於三人二者、日夜此心遣覚悟、はたと無油断可仕候、誠此条心と存置候、我等事をハ、余之者にハ取分可相替候、諸人のにくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人ももらし候ましき由、誠致分別候、其分たるへく候、縦又か、ハリ候而も、名をうしない候て、一人二人か、ハリ候てハ、不及沙汰事二候間、御意之段、一々致分別候く、

- (2) 一 孫々之代までも、此しめし御座有度之由、誠於三人もさやうにこそ存候へ、左候て、三家長久相抱保度様^候ニ有度念願にてハ御座候迄候、雖然、如御意、其段ハ不及申候、三人一代つ、

ものである)

(12) 一 (私は十一歳から、朝日を拝み、念仏を唱えてきた) 左候間、御三人之事も、毎朝是を御行候へかしと存候く、日月いづれも同前たるへく候哉く、

(13) 一 (長年、厳島神社を信仰し、奇瑞を得てきた) 大明神御加護も候と心中安堵候ツ、然間、嚴嶋を皆々御信仰肝要本望たるへく候く、

(14) 一 連々申度、今度之次ニ申にて候く、是より外ニ、我々腹中、何ニても候へ候ハす候、た、是まで候く、次ながら申候て、本望只此事候く、目出度々々、恐々謹言、

(弘治三年)

霜月廿五日

元就(花押)

隆元

隆景 進之候

元春

第一条に、まず、毛利という名が「末代までもすたり候ハぬ」ように心がけよと掲げている。これが元就の最も望んでいることで、以下、そのための「心遣」を具体的に示している。そこで大きな比重を占めているのは、傍線で示したように、毛利家を嗣いだ隆元と他家を嗣いだ隆景、元春の緊密な協力が必須であること、特に、毛利家当主である隆元にはいかにも従うべきであるということである。その根底には、第三条、第四条の二重傍線部の発想がある。三人の間柄に、少しでも疎意があれば、直ちに三人ともが滅亡する、隆景も元春も毛利の家が確かな力を持つていればこそ、その力によってそれぞれの家を

存分に治められるのだと説いている。これは、前項で確認した隆元の意識に通じるものである。また、宍戸に嫁いだ五竜と合わせて四人の間柄が良好であることが、亡き母妙玖と父元就への供養であり孝行であると情にも訴えている。

次の書状は、四〇五号に添えられたと思われる元就の自筆書状である。

四〇六 毛利元就自筆書状

(端裏封封ハ書)

「(墨引)

右馬

(追書)

「去年状也」 隆元又まいる

元就」

是又御披見之後返可給候く、

卷物之内ニ可申候へ共、此儀肝心候、おそれながら、三人のためにハ、守にも、何にもまさる事にて候間、別紙ニ申候、三人之間、露塵ほともあしさまニ成行、わるくおほしめし候者、はやくめツほうと可被思召候く、唯今当家のためハ、別ニまほりも思惟もあるましく候、た、此儀定かため、御方兩人のためハ不能申、子共迄之守たるへく候、張良か一卷之書にもまし候へく候、如今三家無二に候者、おそれながら、国中之人々にもこまたハか、れましく候、他家他国のおそれもさのミハあるましく候く、

(1) 一 当家をよかれと存候者ハ、他国之事ハ不能申、当国にも一人もあるましく候く、

(2) 一 当家中にも、人ニより、時々により候て、さのミよくハ存候

- 元春 進之候 元就
- 隆景
- 尚々、忘候事者、重而可申候、又此状、字など落候て、てにはちかひ候事もあるへく候、御推量ニめさるへく候、
- 三人心持之事、今度弥可然被申談候、誠千秋万歳、大慶此事候、
- (1) 一 幾度申候而、毛利と申名字之儀、涯分末代までもすたり候ハぬやうに、御心かけ、御心遣肝心まてにて候、
- (2) 一 元春隆景之事、他名之家を被続事候、雖然、是者誠のとうさの物にてこそ候へ、毛利之二字、あたおろかにも思食、御忘却候てハ、一円無曲事候、中く申もおろかにて候、
- (3) 一 雖申事旧候、弥以申候、三人之半、少二てもかけこへたても候ハ、た、く三人御滅亡と可被思召候、余之者ニハ取分可替候、我等子孫と申候ハん事ハ、別而諸人之にくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人ハもらし候ましく候、縦又か、ハリ候ても、名をうしない候て、一人二人か、ハリ候てハ、何之用ニすへく候哉、不能申候、
- (4) 一 隆元之事者、隆景元春をちからにして、内外様共ニ可被申付候、於然者、何之子細あるへく候や、又隆景元春事者、当家たに堅固に候ハ、以其力、家中く者如存分可被申付候、唯今いかにく我くか家中く如存分申付候と被存候共、当家よハく成行候者、人の心持可相替候条、此兩人におゐても此御心もち肝要候、
- (5) 一 此間も如申候、元春隆景ちかひの事候共、隆元ひとへニく以親氣毎度かんにんあるへく候、又隆元ちかひの事候共、
- (6) 一 孫之代までも、此しめしこそあらまほしく候、さ候者、三家数代を可被保候之条、かやうにこそあり度者候へとも、末世之事候間、其段までハ及なく候、さりとしてハ、三人一代ツ、の事ハ、はたと此御心持候ハてハ、名利之ニヲ可被失候、妙玖多のミなくの御とふらいも、御届も、是ニしくましく候、
- (7) 一 五童之事、是又五もし所之儀、我々ふひんニ存候条、三人共ニひとへニく此御心持にて、一代之間者、三人同前之御存分ならてハ、於元就無曲恨ミ可申候、
- (8) 一 (その他の子どもたちは、それぞれの力量に応じた処遇をして欲しい) 三人と五童之事ハ、少もわるく御入候者、我々ニたいし候ての御不孝迄候、更無別候、
- (9) 一 (私は多くの人を殺してしまったので、因果の報いを受けることであろう) 此段御つ、しミ肝要候、元就一世之内ニ報候へハ、不及申候、
- (10) 一 元就事、廿之年、興元ニはなれ申候、至当年之于今迄、四十余ヶ年候、其内大浪小浪、洞他家之弓矢、いかハかりの伝変ニ候哉、然処、元就一人すへりぬけ候て、如此之儀、不思議不能申候、(何一つ人に優れた点のない私がこのようにすり抜けることができたのは何故かわからないが、早く隠居したい
- (11) 一

し事、女儀ニて候間、分別わるく候共、是とても氣にかけ候ハて可分別事、妙玖我等へ之儀たるべく候までニて候く、御方よりも隆景ニて可被仰候く、

五竜局かた元春半之儀、其事にて候く、元春分別不行届候と内々存候而、就此儀者無曲存候、妙玖草のかけの事も我等同前たるべく候く、さ候間、以隆景可申由承候、尤候、隆景に可物語候く、自御方も元春に、唯今我等に示給候こと可被仰候く、如仰、爰元手本之味方にハ、誰ニてもあるましく候、尼子方取かけの時も、五竜はたと候つればこそ、下麻原ちま坂、誠明隙候て候つる、五竜敵に成候者、勿論一大事之儀たるべく候、よくこそ我等縁辺申合候つれと存候き、それ弘元末期に、宍戸方と知音可為肝要由被申置候つる、興元わろく候て、其保なく、五竜と被取相候つる、弘元ゆい言むなく被仕故候哉、弓箭一円成立候ハて、剩弓箭中ニ病死候つる、さ様之所如何と存候而、我等事元源と誠成水魚之思、縁辺申合たる事にて候つる、次なから任筆候、暮々元春所之儀、御懇ニ承候つるこそ祝着ニ候へ、爰元内々之力ニハ、別ニハ有間敷候く、御分別之趣、近比可然存候く、かしく、

ここで、元就は、戦略上の宍戸との関係の重要性を説いているのだが、傍線部、父、弘元は、宍戸とは好誼を通じておくことが重要であると「被申置」たのに、兄の興元は宍戸と合戦に及ぶ事態となり、「其保なく」、「弘元ゆい言むなく」なってしまうと書いて注目が注目される。

このような経験が、元就をして、「書き置く」という行為を意識させ

たのではないかと思われるのである。

そのことが、元就に明確に「家訓」と意識されていたかどうかまでは、判然としないが、結果として、「置文」に近いような扱いを受け、代々受け継がれていったということなのではないだろうか。

次には、元就自身が残そうとした訓戒の要は何であったのか、「三子教訓状」から探してみたい。

二 「三子教訓状」の主意

一世に「三子教訓状」として知られる弘治三年と推定される「霜月廿五日」付の毛利元就自筆書状(四〇五号)は、彼の子供たち、すなわち隆元、吉川元春、小早川隆景に宛てたものである。この書状で、元就は、一四ヶ条にわたって細々と家を保つことの重要性和、そのための心得について説いている。また、これに続く四〇六号でも、隆元に対し、念を押している。この書状に対する子供たちの返答は、翌日付毛利隆二元・吉川元春・小早川隆景連署の請書として残されている(四〇七号)。

元就が強調したのは、毛利の家を保つためには、毛利の家督を相続した隆元と、他家を嗣いだ元春、隆景の協力が不可欠であるということである。

これらの書状を次に掲げるが、紙幅の都合で、一部を概略に留めたものもある。また、条項には通し番号を付す。

四〇五 毛利元就自筆書状

(端裏切封ツハ書)

「(墨引)

隆元

右馬

六六五 毛利隆元自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

より」

又此書状御披見候ハ、則返可給候、かしく、

追而申候、今度吉見面への儀、弥いか、思召候哉、縦彼衆上候共、晴賢ニ悪心とうよくの心候ハ、正儀ハあるましく候、然処、安否ニかけ候て、元就をかた、我等として可下事ハ、更不及覚悟存候、こ、ハさりとてハ隆元罷下候て可然儀とならてハ、別ニ無存分候、我々罷下候ハ、ぬき事も、元就をあとおき候てハ、一向あるましく候、

一此間も如申候、元就をあんふニかけ候てくたし候て、ぬかれ候ハ、爰元事ハ、かいなき申事ニ候へ共、則時ニ小早川吉川爰元三家之儀ハ可無力候、隆元罷下候ハ、たといぬかれ候共、爰許家ハ元就たにのこり候て被居候ハ、何とそか、わるへく存候、此段いか、思召候哉、(下略)

(天文廿三年)

卯ノ十六

元(花押)

貞俊 まいる 申給へ

前号と同じく、ここでも、元就が「ぬかれ候」、ここは攻略されるといった意味であろうか、ともかく、敗戦でもしたら、この家も、小早川も吉川も大変なことになってしまう、自分が下れば、たとえ攻略されても、毛利の家には元就が残っているのだから、家を保つことはできると言っているのである。これらの書状からは、隆元が、毛利の家の滅亡が、即ち、小早川、吉川の家滅亡に直結すると考えていることが

看取できる。

逆にいえば、毛利の家があつてこそその小早川家であり、吉川家であるということになるが、このような隆元の発想が、後の元就の「川体制」提示への契機となつたのではないだろうか。紹介した二通からは、隆元の意向を承け、隆景も、元春も、福原貞俊も桂元澄も、元就を説得したのであることが容易に想像できる上に、その理由として、毛利家の安泰が、小早川、吉川両家の安泰を保証するのだということが挙げられたであろうことも、同様に想像できる。『毛利家文書』は、年月日未詳の書状が多く、断定はできないものの、推定できる範囲では、「三子教訓状」(弘治三年十一月二十五日付)以前に、元就がこのような発想に基づく存念を認めた書状は見いだせない。

隆元の統領としての器量への不安に加え、隆元自身の危惧と相まつて、隆元を補佐する必要性を痛感させられた元就が、「洞(うつろ)(一族、一門)に「かかはり」(家を保つこと)のため必要な点を折々に示しておかねばならないと思ひ定めたのではないかと考えられる。

さらに、書状の収載順から、「三子教訓状」より後のものではないかと推測されるが、元春と「五竜局」(宍戸隆家に嫁いだ元就娘)の間柄についての隆元宛元就自筆書状を見てみたい。

五四四 毛利元就自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「(墨引)

右馬

隆元 まいる 御返事

元就」

猶々、当時元春も可分別候哉と存候、隆家之心持者何共候へ、不入候、五もしとハ等閑有間敷事にて候、又五も

天文二十三年(一五五四)と推定される隆景宛の隆元自筆書状がある。

六六四 毛利隆元自筆書状

(端裏切封ウハ書)

「 (墨引) より

□ まいる 隆元

此状返可給候く、

返々、源右明日可被下候く、待申候、惣別者、御方も来四日五日之間、ふとかるく、と御出も候へかしと存事候、前後之儀、此談合ニ極候と存候、何も明日早々源右可給候く、

一 於御□者、雖申旧候、猶以不可有際限候、珍重々々、仍吉見表加勢之儀ニ付而、元就存分ニハ、はたと可被罷下候と被申事候、就其、我等存旨候間、此段早々申談候て相定度候、其子細者、吉見え之儀、既於于今者、屋形も可有進発之由候間、各非可油断儀候、一かと馳走仕候ハてハとの事ハ、まかわす候く、雖然、從悴家元就可被罷下との儀者、はやさやうに候へハ、悴家之事ハ威亡仕迄候、不浅儀候、悴家致無力候ハ、御家、吉家、三家之儀者則時うせ候迄候、さやうに候へハ、末代迄も無曲子細候、如此申候故者、

(中略)

一 此愚意候間、元就ハ無理ニさやうに相定られ候間、是非共ニ御方元春我々申談、福桂など談合仕候て、元就へ一存分申度存候、さりとてハ不等閑儀候、然間、只中一日之逗留にて御出候へかしと存事候、

(中略)

元就可罷下ニ相定候と、よのつねきふく被申懸候、可有御推量候、いかに如此被申候とても、我々などハ一向承伏仕、さやうに候へと可申事、不及覚悟候く、左候間、御方元春隆元福桂、早々一日片時も急候て内談仕候て、元就申留、我々罷下候やうに可仕候、為此申入候く、恐々謹言、

(天文廿三年)

正ノ二 隆元(花押)

隆景 まいる 人々

申給へ

この書状で、隆元は、元就が吉見表加勢のため下向しようとしていることに對し、「我等存旨」があるため、早急に相談して決めたいと隆景に言っている。具体的には、「御方元春我々」つまり息子三人と、「福」(福原貞俊)や「桂」(桂元澄)らと相談して、元就の下向を思いとどまらせることであった。その理由は、陶晴賢への疑念や後顧の憂い(元就下向と聞けば尼子方が備後境を狙うであろうこと)があり、元就が下向した場合、二重傍線部「悴家之事ハ威亡仕迄候、不浅儀候」、毛利の家が滅亡の憂き目に遭うかもしれない、「悴家致無力候ハ、御家、吉家、三家之儀者則時うせ候迄候」、毛利の家が力を失えば、「御家」(小早川家)、「吉家」(吉川家)を合わせた三家は、即刻滅びてしまうであろうと言っているのである。

次の六六五号は、本状と同じく天文二十三年と推定される福原貞俊宛の四月十六日付け隆元自筆書状である。宛名の福原貞俊は、毛利の親戚衆の筆頭で、毛利家の重臣である(元就生母は、福原氏の出)。六六四号の「福」も同人であろう。

候、

(中略)

一かやうにせんくにかい取操候へてハ、今之分にてハ、操かたの事、動かたの事共、あまりにうとき様候てハ、太以不可然候く、

(中略)

一隆元ハまたくほんしきたて計にて、更当世へ行かね候、是程にくたりはてたる世中にて候、何事もく、はやくむかしこふし二成候ハん事ハ、一として成間敷事にて候く、

一(中略)いつれの事ハ、延候てもくるしからず候、いつれの事ハ日夜を日二ついで急候へてハの事候などの分別、ちとくうす候かと存候、是と申も、無稽古故にて候歟、

一対我等、隆元孝行之段共ハ、中く不及申候、又仏神などへの事も、近比可然候、其段ハみ事迄候く、た、く当時之武略かた、けいりやくかた、無稽古無数寄にも候而ハ、以外なる儀候之条、能も芸も慰も道たても本路たても、何もかも不入候、ひとへにく武略計略調略かたの事までにて候く、是より以後之者ハ、仁不肖自他共二、此一事までにて留候く、

一元就事、年寄候て、くたひれ候て、前々より殊外操かたの事共すくなく成候、はかりこと多ハ勝、すくなきハまけ候と申、兵書之ことは候、今ハ我々ハことの外すくなく成候而、身ながらせうしにて候く、児三など、前々之儀と今之儀ヲ見及存候、内々せうしなるとの申事候く、然間、抛万事、隆元けいこ候ハてハ、無興迄候く、此等之趣、隆元二具御物かたり候て可給候く、(下略)

傍線を施しておいたが、隆元は、今はまだ、修練が不足しており、全ての判断を任せる訳にはいかない、補佐役に十分機能してもらいたいとの思いと、隆元の気性についての懸念を、元就が持っていることがわかる。

そして、隆元自身も、それを是としていたらしい。その根底には、「生得ぬかりふかいなく候て、不申儀もあるへく候、又一円得存知不儀も不申儀もあるへく候、とかく当家之儀ハ我々代にてはたと相果候すると存迄候、諸事我々代二悪成候ては候すると相定りたる趣と存候く」(六四五号)、「隆元長男とハ乍申、無才覚無器用之身ヲ以可連続仕儀、誠努々あるましき事、身ノ不肖を不顧事の第一たるへき事」、「剩元就数年之百慮之案を尽し、武功自国他国二無其隱之家名にて候を、隆元以無器量至極之身、可持崩事者、名利共二失念候事と存置候事」(六四六号)、「隆元事、無器用無才覚事候間、(中略)悪仕候て、我々代二家を持崩候へハ、不及是非、隆元一身之不足にて候、(中略)元就如此被仕立候を持崩候てハ、不及是非候、これ程二存当候て、わか身をかへりみ候事候間、一覚悟仕候て、幸鶴二家を申付候へハ、我々か難を被通候と存候」、「当家儀、御方なども御聞つたへたるへく候、豊元、弘元、興元、元就迄儀、何之代の人体も、おとりまさりハなく候、何も器量人迄候、然処、只今隆元二至無器用至極候事、当家之時節と存事」(六五六号)、「名将之子ニハ必不運之者か生候と申候事、存知当候」(七六二号)など、謙遜もあるのかもしれないが、同様のことを繰り返し繰り返し認めているところを見ると、己の力量に対する心許なさがあり、毛利の家を我が一代で廃れさせては一大事だという思いを抱いていたのだと思われる。いかにも「ほんしきたて」(純朴で素直、生真面目)な隆元らしい危惧だといえよう。

毛利家家訓の継承(一)

五 條 小 枝 子

はじめに

毛利宗家には、膨大な量の書状が残されている。『国史大辞典』によると「総数は安元三年(治承元年、一一七七)から享保九年(一二二四)に至る一五七五通に及ぶ」(『毛利家文書』項、河合正治担当)とされている。その他、毛利枝族にも多数の書状が残されている。このように多くの書状が残されたのは、毛利一族に、様々な場面で発信された書状を、訓戒として保管し、証文とするという意識が強く働いていたからではないかと推量される。

毛利元就は、数多くの書状を認め、毛利の家の存続のために一致団結することが必須であると繰り返し説いている。同時に、書状の保管や訓戒の継承も度々求めている。『毛利家文書』には、軍略に関する「掟」は、何通か残されているが、「内々の儀」に関する「家訓」という形で残されているものはない。しかし、孫子の代まで毛利の家の存続を願い、子供たちに、何度も、様々な留意すべき事項を認める元就には、規範になるべきものを残してやりたいという「家訓」意識があったのではないかと思われる。この意識は、どのように醸成され、どのような形で毛利の家に定着していったのか。本稿では、まず、元就が具体的に何を残そうと意図したのか、また、隆元を始めとして、毛利の家の者は、それをどうとらえていたのか、弘治三年(一五五七)と推

定される元就自筆書状、いわゆる「三子教訓状」の場合を一例として、考えておきたい。

元就が残そうとした教えが、どのように毛利の家に伝わり、毛利家の存続のためにどのように活かされたのかは、元就、隆元、輝元という毛利家正統の事蹟に添いながら、別の機会に考証する。

一 家訓意識醸成の背景

毛利元就が、長男隆元に家督を譲ったのは、毛利家執権の志道広良言上状から、天文十五年(一五四六)四月から翌十六年六月までの間であると推定されている^(注1)。しかし、元就は、その後も、実権を掌握していた。元就の思いは、次の『毛利家文書』四一三号によく顕れている^(注2)。関係する条項を抄出してみる。四一三号は、年月日未詳の元就自筆書状断簡である。

一(中略)児三など何となく元就二旨儀共申候やうに、ちとく旨儀をも申聞なとして、ひたと隆元かい取候而、ちと操候而見候へかしと存候く、

一これもおもてむききわをたて候て、いつよりかやうにこそ定候へなどの事二てハ、不可然候、此心持を隆元、元就、并児三、三人之心もちにして、次第く二けいこ候やうに候て可然候と存